

低圧接触電線に係る電気設備技術基準

●関連条項 第173条…低圧接触電線の施設 第189条…遊戯用電車の施設

	_			
場所	項目	碍子引き工事 (剛体トロリー 展開した場所	点検できる隠蔽場所	絶縁トロリー工事 (セグラ)
	床面上の高さ 建造物との離隔距離	3.5m以上 上方において 2.3m以上 側方において 1.2m以上		展開した場所または点検できる隠蔽場所に施設 すること 同上
屋内	電線の太さ	使用電圧300V以下の場合 さのあるもので断面積	たは、これと同等以上の強さ	断面積が28mm ² 以上の銅、亜鉛めっき鋼など (JIS C 3711)
	支持点の構造	各支持点において堅ろうに固定して施設するものを除き、そ 堅ろうに引き留めること		各支持点において堅ろうに固定して施設する
	支持点の距離	水平配列で28cm以上または、その他の配列 で40cm以上の電線相互間の距離の場合 上記以外 および剛体トロリーの場合	たわみ難い導体を使用すること (例、剛体トロリー) 断面積1cm ² 以上 2.5m以下 断面積1cm ² 未満 1.5m以下	断面積500mm ² 未満 2m以下*1 の場合 2m以下*1 2mux*1 2mu
	電線相互の間隔	水平配列の場合 14cm以上 上記以外の場合 20cm以上 断面積1cm²未満で支持間隔1.5m以下 6cm以上 断面積1cm²以上で支持間隔2.5m以下 6cm以上 使用電圧150V以下で乾燥した場所にお いて、支持間隔0.5m以下、かつ定格 60A以下の過電流遮断器をつけるとき	12cm以上	
	造営材との離隔距離	湿気の多い場所または水気のある場所 4.5cm以上 その他の場所 2.5cm以上	4.5cm以上	接触しないこと
	他の配線・配管との 離隔距離	30cm以上	30cm以上	10cm以上
	碍子の構造	絶縁強化木または絶縁性、離燃性および耐水性のあるもの		
屋側、または屋外	床面上の高さ 建造物との離隔距離 電線の太さ 支持点の構造 支持点の距離	屋内に準ずる 同 上 同 上 同 上 同 上	全般にわたり、屋内に施設する場合に準ずるほか、当該隠蔽場所は点検でき、かつ水がたまらないように施設したものでなければならない。	全般にわたり、屋内に施設する場合に準ずるほか、 絶縁トロリー線に水が侵入してたまらないように 施設しなければならない。 ダクト内その他の隠蔽場所に施設するときは、当 該隠蔽場所は点検でき、かつ水がたまらないよ うに施設したものでなければならない。
	電線相互の間隔造営材との離隔距離	水平配列の場合 14cm以上 上記以外の場合 20cm以上 断面積1cm²未満で支持間隔1.5m以下 6cm以上*2 断面積1cm²以上で支持間隔2.5m以下 6cm以上*2 ※2.雨露にさらされる場所では12cm以上 4.5cm以上		
共通	開閉器および 過電流遮断器	低圧接触電流に電気を供給するための電路には、専用の開閉器および過電流遮断器を施設しなければならない。 開閉器は低圧接触電流線に近い箇所において容易に開閉できること。 過電流遮断器は各極 (多線式電路の中性極を除く) に施設すること。		

